

現況届の提出について

教育・保育給付認定（2号・3号）を受けており、保育施設等を利用しておられる方を対象に、年に1度「保育の必要性」を確認するため、現況届の提出をお願いしております。
期日までに書類の提出がない場合は、現在の認定が取り消しとなる可能性がありますので、必ずご提出ください。

[1] 提出について

届出は教育・保育給付認定（2号・3号）および施設等利用給付認定（新2号・新3号）の届出を同じフォームから行うことができます。また、兄弟姉妹で利用施設や給付認定が異なる場合でも、一度に3人まで届出が可能です。

①【提出準備】（就労証明書等）

↓ 裏面「[6] 届出に必要な書類について」で保育を必要とすることを証明する書類をご準備ください。書類は保護者ごとに必要です。（児童ごとに用意する必要はありません）

②【提出方法】（スマートフォンまたはパソコンから届出が可能です）

↓ 右図の二次元コードを読み取り、「令和8年度現況届の提出について」の提出用フォームから、準備した書類をご提出ください。



令和8年度
現況届の
提出について

URL：<https://logoform.jp/form/2Qoq/R8genkyo>

※フォームからマイページにログインしてください。アカウントは令和7年度現況届の提出について、令和8年度保育所等新規申込と同じものを使用できます。新規登録が必要で手順が不明な場合は裏面二次元コードから市ホームページをご確認ください。

③【提出期間】（締め切りを待たず準備ができ次第ご提出ください）

令和8年7月1日から令和8年8月10日まで

[2] 書類の不備について

書類の記載内容に不備がある場合は市からメール等で連絡いたします。補正依頼のメール到達後に届出の修正をお願いします。

また、提出した書類内容に変更や不備があり再提出が必要な場合は、届出フォームを修正可能な状態に変更する必要がありますので、保育幼稚園事業課までご連絡ください。

[3] 認定の取り消しについて

保育の必要性を確認できる書類が提出されない場合、現在の認定を取り消すことがあります。認定が取り消されると、施設の利用ができなくなる可能性があります。

[4] 認定の変更について

保護者の認定に変更がある場合、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書 A-①」及び「変更後の要件の確認ができる書類」の提出が必要です。申請書は施設においても確認が必要な書類であるため、変更がある場合、まずは利用中の施設にご相談ください。

[5] 退所（退園）について

市外への転出や幼稚園（1号）への転園によって、現在利用中の施設を退所（退園）する予定がある場合は、まずは利用中の施設にご相談ください。

[6] 届出に必要な書類について

(A) 全ての方が必要な書類 (各種必要な書類はホームページから取得が可能です)

※ 各種証明書については、**令和8年7月1日**以降に発行されたものをご準備ください。

保護者の状況	必要な書類	追加書類及び注意点	
就 労	雇 用	①就労証明書 の「6 就労時間」で月 64 時間以上の合計時間(休憩時間を除く)、「7 就労実績欄」で、月 64 時間以上の就労実績が確認できない場合は不備・確認の連絡を行います。 ② 確定申告書等については、令和8年中に開業した場合は開業届、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書を提出してください。 ③ 源泉徴収票や直近3か月分の給与明細等については、専従者として氏名が記載された確定申告書、開業届、契約書、発注書の写し等を提出してください。 就労先が複数ある場合は、各々の事業所の就労証明書が必要です。 ※ 法人に雇用されている場合は ②、③ の提出は不要です。	
	自 営 業 [個 人 事 業 主]		(以下2点) ① 就労証明書 ② 確定申告書等
	自 営 業 [専 従 者] 三親等以内の親族に雇用されている場合		(以下2点) ① 就労証明書 ③ 源泉徴収票や直近3か月分の給与明細等
	内 職		内職証明書
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳	既に「出産に伴う保育要件変更届」を提出済みの場合は省略可能です。就労している場合は「就労証明書」等を併せて提出してください。	
疾 病	病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書	病名、治療内容、治療の見込み期間等が記載され、 <u>保育をすることが困難であることが分かるもの</u> の提出が必要です。就労している場合は、「就労証明書」等を併せて提出してください。	
介 護 ・ 看 護	(①② は必須、 ③ は該当する場合必要) ① 病気・介護(看護)診断書 ② 介護・看護状況申出書 ③ 介護サービス計画書	① については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものがが必要です。 ② については、介護(看護)者の1週間当たりの介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものがが必要です。 ③ については、ケアマネジャー等が作成したサービスの内容、利用頻度がわかるものがが必要です。(要介護(看護)者が介護サービスを利用している場合)	
障 害	病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書	障害者手帳を有していない場合や障害者手帳の交付申請中等で障害等級を示すものがない場合は、病気・介護(看護)診断書もしくは医師の診断書を提出してください。	
就 学	(以下3点) ① 学生証(在学証明書) ② 時間割 ③ 就学期間の分かる資料	研究室に所属している等で ② 時間割を提出できない場合は、研究室長や担当教授等による1か月あたりの就学時間がわかる証明書を提出してください。(就労証明書を参考に作成してください)	
求 職 活 動 中	求職活動申立書	提出済の場合は提出不要です。なお、求職活動開始から1か月経過している場合は「求職活動報告書」を提出してください。	
育 児 休 業 中	就労証明書等	就労証明書の「9 育児休業の取得」に育児休業取得期間を記載してください。育児に伴う申立書を提出していない場合は、施設にご相談ください。	

(B) 世帯の状況により必要な書類

世帯の状況	必要な書類
父母が婚姻中であるが、別居している世帯 (単身赴任等を除く)	ひとり親であることを証明する書類 ・ 夫婦関係調整調停申立書等 ・ 児童扶養手当証書等の公的機関の証明書類
児童が里親によって養育されている場合	里親委託を証明する書類

[7] ホームページについて

現況届に関する情報は市ホームページにも公開しております。ホームページにはアカウントの新規登録、書類の様式、就労証明書の確認・注意事項やよくある質問を掲載していますので、ご確認ください。ホームページにアクセスするには、下図二次元コードを読み取るか、市ホームページトップにあるページ ID 検索で ID「67018」と検索してください。

(ホームページ内には提出用フォームのリンクを掲載しています)



市ホームページ
現況届について

【問合せ先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号
茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課
連絡先 072-620-1638 (直通)